

直方市設計変更ガイドライン

令和7年4月

目 次

1. 設計変更ガイドライン策定の目的	P 1
2. 解説と補足	P 2
(1) 工事内容の設計変更	P 2
(2) 工期・請負代金額の変更	P 5
(3) 関連事項	P 6
3. 各種様式	P 7

1. 設計変更ガイドライン策定の目的

建設工事の施工に関しては、各種の条件変更等に伴い当初設計から変更を余儀なくされるものであることから、適切な契約変更手続きを行うとともに、発注者と受注者の役割（費用）分担を明確化し、適正な工事履行体制を確保する必要がある、とされています。そのために、設計変更に係る業務の円滑化を図るには、発注者と受注者が設計変更の可否、手続きの流れ等について十分理解しておく必要があります。

直方市は、発注者と受注者双方が共通の目安とすることにより設計変更が適切に実施されることを目的に策定された「土木工事設計変更ガイドライン」（福岡県県土整備部発行）の最新版を準用しています。

本ガイドラインでは、福岡県ガイドラインの解説、さらに市独自のルール、設計変更時の注意点等、より分かりやすく記載していますので十分に理解し活用してください。

2. 解説と補足

(1) 工事内容の設計変更 (「ガイドライン4. 設計変更」)

1. 設計変更見込み金額の範囲

設計変更ができるものは次のすべてに該当するものとする。

- ①変更見込額の合計が**当初請負額の30%を超えないもの。**
- ②変更目的が当初の**工事目的から外れないもの。**
- ③当初工事で変更しないと**工事目的が達成しないもの。**

※ただし、やむを得ない理由により変更するものはこの限りではない。

【 注 意 】

設計変更額の見込額の合計が30%を超える場合は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものについてのみ設計変更が可能。これを一体不可分と解釈する。一体不可分でないものについては別途契約とする。

【 30%ルールとは 】

地方自治法に基づく契約変更では、変更見込み金額が請負代金額の30%を超えると、原則として別途の契約を締結することとされています。これを通称「30%ルール」と呼んでいます。

2. 適切な変更指示（書面主義の徹底）

工事請負契約約款第1条第5項には、「工事の施工に伴い生ずる変更や追加については必ず書面で行わなければならない」と規定されています。現地条件や協議条件等の変更及び設計基準の改定等に伴い、当初契約内容の変更や追加が生じますが、この場合、発注者が変更指示書または工事打合せ簿（以下「変更指示書等」という）により、工事内容の変更をすることができます。

直方市では、次のすべての事項に該当するものは軽微な変更として「変更指示書等」によりその都度、設計変更の指示をすることができることとします。

- ①全体工程に影響を及ぼさないもの。
- ②工期の変更を伴わないもの。
- ③変更見込額（変更額の累計）が当初請負額の20%に相当する額以内。
- ④構造、工法、工事長、新工種など重要な変更でないもの。

「軽微な変更」は変更指示書等で指示・協議を行い、次回契約変更時にまとめて契約することで設計変更に係る業務の円滑化を図ります。

したがって、「軽微な変更」以外のものは遅延なく契約変更手続きを進めなければなりませんので注意してください。

軽微な変更を行う際の「変更指示書等」には、次の事項を記載しなければなりません。

①工事名、工事箇所、工期等。

②指示事項。

変更指示の詳細については、変更指示書と併せて提出する工事打合せ簿に記載すること（変更図面添付）。

③設計変更の概算増減額（契約金額ベース）。

記載する概算金額は、下記の通りとする。

100万円以上⇒100万円まるめ

100万円以下⇒10万円まるめ

④変更増減額の累計

「軽微な変更」の具体的な事例をいくつか以下に示しますので参考にしてください。

【参考事例】

- ・当初誘導員を2人／日としていたが、再度の警察協議により3人／日としたい。
- ・自由勾配側溝の施工において、均しコンクリート基礎での施工を予定していたが、軟弱地盤による隣接工作物の倒壊等を鑑み、プレキャスト基礎板に変更したい。
- ・試掘を行った結果、埋設管が支障となったため、法線・高さを一部変更したい。
- ・発生土埋戻しとしていたが、土質試験の結果、第4種発生土と判明したため、購入土による埋戻しに変更したい。
- ・地元協議等で分割施工が必要となったため、舗装版切断の新規追加や延長の増工をしたい。

(2) 工期・請負代金額の変更 (「ガイドライン5. 工期・請負代金額の変更」)

1. 工期を変更する際の注意事項

工期変更をした場合、履行保証の取り直しが必要となる。履行保証の変更手続きには日数を要するため、その期間も考慮した上で適切な時期に設計変更を行うこと。

2. コリنز (CORINS) の変更登録について

変更時に工事請負代金額が500万円以上になった場合、コリنزの登録対象工事となる。また、工期・技術者に変更が生じた場合には、契約日から10日以内にコリنزの変更登録が必要となるため注意すること。

3. 建設業退職金共済制度について

請負契約の増額変更や対象労働者の就労日数が当初の予定より増加したこと等により必要な共済証紙が不足する場合は、追加購入分の掛金収納書を工事完成時までに発注者に提出すること。

(3) 関連事項（「ガイドライン6. 関連事項」）

1. 設計変更する際の建設業法との関連について

請負代金額の変更により下請金額の合計が増額した場合、「一般建設業」の許可で工事が可能であっても、ある下請金額以上となると「特定建設業」の許可が必要となる。また、同様に工事現場に配置する技術者として、「主任技術者」の配置で可能な場合であっても、下請金額の合計がある一定額以上となると「監理技術者」の配置が必要となる。さらに、工事現場ごとに専任の技術者を置く必要のない工事であっても、請負代金額がある金額以上となると、「専任」の技術者を置く必要がある。

① 下請金額の増額により変更となる場合があるもの。

許可区分：「一般建設業」から「特定建設業」

配置技術者：「主任技術者」から「監理技術者」

② 請負金額の増額により変更となる場合があるもの。

技術者専任：「専任不要」から「専任」

③ ①②により、技術者が専任になると兼務申請が必要となる場合があるので、注意すること。

3. 各種様式

- ・ 工事打合せ簿（土木工事）
- ・ 工事打合せ簿（建築・電気・設備工事）

- ・ 変更指示書（土木工事）
- ・ 変更指示書（建築・電気・設備工事）

株式会社 ○○
代表取締役 ○○ ○○ 様

直方市長 大塚 進弘

土木工事

変更指示書

下記の事項の変更をしますので、監督員の指示により施工するよう通知致します。

記

年 度	令和 年度	工 事 番 号	
事 業 名	通学路緊急対策		
工 事 名	○○改良工事 (△△工・××地先)		
工 事 箇 所	直方市 大字 ○○		
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
受 注 業 者 名	株式会社 ○○		

指示事項

工種	種別	現設計数量	変更設計数量	概算増減額 (契約額ベース)
安全費	交通誘導員	N=○人	N=○人	+○○万円
舗装工	舗装復旧工	A=○m ²	A=○m ²	+○○万円
				累計額 +○○万円 当初請負額の○○%

以上

変更指示については、承諾致します。

受 注 者 : 株式会社 ○○
代表取締役 ○○ ○○

現場代理人 : ○○ ○○

※ 本書類に署名または押印後、各自1通を保有する。

株式会社 ○○
代表取締役 ○○ ○○ 様

直方市長 大塚 進弘

建築・電気・設備工事

変更指示書

下記の事項の変更をしますので、監督員の指示により施工するよう通知致します。

記

年 度	令和 年度	工 事 番 号	
工 事 名	○○○○新築工事		
工 事 箇 所	直方市大字○○		
工 期	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
受 注 業 者 名	株式会社 ○○ 代表取締役 ○○ ○○		

指示事項

変更指示内容	
概算増減額（契約額ベース）	+○○円
累計額	+○○円 当初請負額の○○%

以上

変更指示については、承諾致します。

受 注 者 : 株式会社 ○○
代表取締役 ○○ ○○

現場代理人 : ○○ ○○

※ 本書類に署名または押印後、各自1通を保有する。